

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 11 月 16 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600045号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600028号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和60年7月1日から同年6月17日に訂正し、同月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和60年6月17日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和60年6月17日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年6月17日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和60年6月17日から勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年7月1日となっている。

A社からは、昭和60年7月分の給与から同年6月分及び同年7月分の厚生年金保険料を控除すると説明を受けており、同年6月分から保険料が控除されているので、調査の上、同年6月17日を厚生年金保険被保険者資格の取得年月日として年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録及び請求者から提出された昭和60年6月分の給料支払明細書の写しにより、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の昭和60年7月の標準報酬月額は15万円であるところ、請求者から提出された同月分の給料支払明細書の写しにより、標準報酬月額15万円に見合う2か月分の厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、事業主は、「請求期間当時、従業員は、入社と同時に社会保険(厚生年金

保険、健康保険及び雇用保険)に加入させていたと考えられる。請求者に係る資料が無いため確認できないが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したと考えられる。」旨陳述している。

これらのことから判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和60年7月1日から同年6月17日に訂正し、同月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと考えられる。」旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600046号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1600005号

第1 結論

平成3年7月から同年8月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年7月から同年8月まで

私は、平成5年4月22日に預金口座から現金を引き出し、平成3年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料をまとめて平成5年5月27日に納付し、預金通帳には当該期間の保険料を納付した旨のメモ書きがあるにもかかわらず、請求期間が未納となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A年金事務所が保管する請求者に係る領収済通知書によると、請求者が、平成5年2月10日に発行された納付書により、平成3年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料をまとめて平成5年5月27日にB郵便局で納付していることが確認できる。

一方、請求者が保管する預金通帳によると、平成5年4月22日に12万円を出金していること及び同日欄付近に、「H3.4月～8月分国民年金とおこづかい」とメモ書きがあることが確認できるが、当該出金額のうち幾らを国民年金保険料として納付したのか明確でないことから、当該出金額及び当該メモ書きをもって、平成5年5月27日に平成3年4月から同年8月までの全ての保険料を納付したとは推認できない。

また、請求者のオンライン記録によると、平成5年8月10日に過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できることから、請求者が平成3年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする、平成5年5月27日より後の当該納付書の作成時においても、過年度保険料の未納があったものと考えられる。

さらに、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600024号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600029号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年8月26日から平成11年*月*日まで
妻が60歳の誕生日を迎える平成11年*月までA社に勤務し、退職するまで給与から厚生年金保険料は控除されていたにもかかわらず、被保険者資格喪失年月日は平成10年8月26日となっている。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録によると、A社における離職年月日は、平成10年8月25日となっており、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と符合している上、請求者は、同年9月9日に求職の申込みを行い、同年12月16日から雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者のA社に係る健康保険被保険者証は平成10年9月8日付けで返納されている上、全国健康保険協会B支部から提供された基本記録照会画面の写しによると、請求者は、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年8月26日に健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、「請求期間に係る資料は、既に破棄しているため、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料控除については不明である。」旨陳述しており、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600025号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600030号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB組合C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のDグループにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年10月1日から昭和56年10月30日まで
② 昭和56年11月1日から昭和57年6月30日まで
③ 昭和57年7月1日から昭和60年4月30日まで
④ 昭和60年5月1日から昭和63年4月30日まで

請求期間①について、A社のFという店舗に調理師として勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間②について、B組合C事業所に調理師として勤務していたにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間③について、G社が所属していたDグループでは寮に入り、同グループの店舗に勤務していたにもかかわらず、同グループにおける厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間④について、E社に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間①から④までの年金記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の氏名を記憶している上、当該同僚のうち1名は、「勤務期間は分からないが、請求者は同社で調理師として仕事をしていた。」旨陳述していることか

ら、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間①当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち1名は、「厚生年金保険の加入は希望制であり、加入していない人もいた。」旨陳述しており、別の同僚は、「厚生年金保険には、入社して一定期間経過後に加入させていた。見習期間が何か月かあったと思う。」旨回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者は、B組合C事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の氏名を記憶していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B組合C事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B組合H支部は、「B組合C事業所は、既に閉鎖しており、請求者に係る資料は何も無い。元職員に連絡して聞き取りをしたが、請求者のことは分からない。」旨陳述しており、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者がB組合C事業所において自身と同じ調理師だったとして名前を挙げた同僚からも陳述を得ることができず、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③について、請求者は、「G社が所属していたDグループの店舗に勤務していた。」旨陳述しており、勤務当時の店舗名等を具体的に記憶している上、同グループの法人の取締役であった者の親族は、「請求者が勤務していたとする店舗は、同グループの法人が経営していた。」旨陳述していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同グループの法人が経営する店舗に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の親族は、「Dグループには5、6社の法人が存在し、店舗によって経営していた法人が違っていたので、今となっては請求者が勤務していたとする店舗を経営していた法人は分からない上、同グループの法人は全て解散しており、役員は全員亡くなっている。請求期間③当時の資料は無い。」旨陳述していることから、請求者が勤務していたとする店舗を経営していた事業所は特定できず、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、前述の親族は、「Dグループの全ての法人は、平成10年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になったので、請求者が勤務していたとする店舗を経営していた法人も同日からの適用である。当時の経理担当者に確認したところ、請求期間③当時、従業員は厚生年金保険に加入しておらず、個人で国民年金に加入していたので、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していないと言っている。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間④について、請求者がE社において同僚だったとして名前を挙げた者は、「私は同社に昭和58年頃から20年ぐらい勤務していた。請求者は、昭和60年頃から昭和63年頃まで同社に勤務していたと思う。」旨陳述していることから、請求期間④当時、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、E社の事業主は、「請求者のことを知らない。厚生年金保険について何も分からない。」旨陳述していることから、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録において、E社は、請求期間④後の平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、同社の事業主及び前述の同僚は、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚は、「平成9年頃から厚生年金保険に加入したので、請求期間④当時、給与から厚生年金保険料の控除はしていなかったと思う。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。